

議案第73号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(設置)

第2条 略

2～5 略

6 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事	(1) 高齢者の医療の確保に関する法	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要

(設置)

第2条 略

2～5 略

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事	(1) 高齢者の医療の確保に関する法	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要

基金	業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及	積立て	な経費の財源に充てるとき。	基金	業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及	積立て	な経費の財源に充てるとき。
----	---	---	-----	---------------	----	---	---	-----	---------------

		<p>び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、10万分の44とする。</p>					<p>び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、10万分の44とする。</p>		
4	鳥取県 国民健康 保険財政 安定化基 金	国民健康 保険の財政 の安定化を 図ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。